

令和２年１２月２１日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

（発言そのものの記載ではありません。）

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和2年度北塩原村農業委員会総会（令和2年12月定例会） 議事録

1. 開催日時

令和2年12月21日（月）午後1時30分～2時10分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星源嗣	出
会長職務代理者	6	遠藤俊一	出
農業委員	1	小椋隆子	欠
〃	2	中川博之	出
〃	3	岩田多吉	出
〃	4	二瓶睦夫	出
〃	5	蓮沼喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	奥川維之	出
〃	—	佐藤誠一	出
〃	—	五十嵐好則	出
〃	—	安部嘉久	出
〃	—	柏谷孝雄	出
〃	—	小椋功	出

※ 出席委員 農業委員6名 在任委員（7名）の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 今月は全体での協議事項があるため、農地利用最適化推進委員6名全員出席。

4. 欠席委員

1番 小椋隆子委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の選任

第2 会期の決定

第3 業務報告及び今後の予定

第4 報告事項

- ・令和2年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について

第5 提出議案

議案第1号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

- ・番号1～3番 賃借権設定

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 相 原 哲 也

事務局 班 長 渡 部 達 也

事務局 主 査 須 藤 真由美

7. 会議の内容

○事務局長

ただいまより、令和2年度北塩原村農業委員会定例総会12月定例会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○会長

(挨拶)

○事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

○議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。1番、小椋隆子委員より欠席する旨の届出がありました。只今の出席委員は農業委員7名中6名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、今月は、農地利用最適化推進委員6名全員にも出席いただいております。

○議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第13条の規定による議事録署名委員の指名でご

ございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、4番、二瓶睦夫委員、5番、蓮沼喜久雄委員の両名を指名いたします。

○議長

お諮りいたします。会期の決定については、議案の関係上本日1日とすることにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認め、会期は本日1日と決しました。

○議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

座ったままで失礼いたします。提出議案の2ページをご覧ください。初めに(1)の業務報告から説明いたします。1番、本日でございますが、北塩原村農業委員会総会12月定例会を開催しております。続きまして、(2)の今後の業務予定でございますが、1番、1月20日、北塩原村農業委員会総会1月定例会を集会室1・2で開催予定となっております。以上で業務報告と今後の業務予定について朗読と説明を終わります。

○議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

○議長

それでは報告事項に入ります。令和2年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の3ページから5ページになります。報告事項、令和2年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について、報告いたします。こちらにつきましては、管内にある農地の利用状況等について、9月3日から15日までの間に担当地区ごとに分かれて調査を実施いたしました。調査日や調査地区、調査委員等の一覧につきまして

は、5ページに載せております。委員の皆様におかれましては、お忙しい中ご協力いただきましてありがとうございました。それでは調査結果を報告いたします。3ページと4ページをご覧ください。委員の皆さんと共に現場を歩きまして、農地の状況を確認し、荒廃農地の区分により再生可能と判断したA分類の農地、または再生困難と判断したB分類をそれぞれ集計しております。令和2年度の調査結果につきましては、中ほどの太枠で囲っている欄になります。まず、A分類と判断された農地ですが、田が86,417㎡、畑が297,336㎡となりました。続いて、B分類と判断された農地は、田が144,632㎡、畑が893,093㎡となりました。上の欄の令和元年度の結果と見比べていただくと分かりやすいと思いますが、前年度より若干A分類は減っておりますが、その分、B分類の再生困難な農地が増えておりますので、さらに荒廃が進んでいる状況であると言えます。続いて、その下の調査内訳の欄については、文字が小さくて申し訳ありませんが、今年度(令和2年度)に荒廃の区分が変更となった農地を字ごとにまとめて載せております。今回の調査で新たに確認された荒廃農地は94筆。この一覧の中ではAやBの後に()書きで新規発生や再発生となっているものが該当いたします。新規発生地以外については、昨年度よりもさらに荒廃が進みA分類からB分類へと判断したもの、現況確認証明により農地ではなくなったもの、草刈り等により管理又は作付されていた農地で解消されていると判断したものなどがございました。最後に4ページの1番下をご覧くださいなのですが、参考としまして耕作放棄地率を算出したところ、村内農地面積の約2割が耕作放棄地化している状況でございます。前年度と比較しても若干ですが増加している状況でございました。なお、今回の調査結果につきましては、今後、県へ報告するとともに、今回新たに荒廃区分がA分類と判断された農地につきましては、所有者に対して意向調査を1月中までには実施いたします。上記のとおり提出いたします。令和2年12月21日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上、報告事項の朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

○議長

だんだん遊休地が増えている状況であります。

○推進委員、奥川維之委員

はい。今後、所有者に意向の確認はするんですね。

○事務局

はい。新たにA分類になった所有者には意向調査を実施します。

○推進委員、奥川維之委員

自分たちの仕事かもしれないけど、荒廃農地になった理由も確認していかないといけないと思ったので。

○議長

今後、事務局の方で意向調査を実施して、その回答の回収状況次第では、委員の皆さんに歩いてもらうようになると思います。

○議長

その他、ご意見、ご質問等はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。以上で、令和2年度農地利用状況調査及び荒廃農地の発生・解消状況に関する調査結果について終了するとともに、調査結果を県へ報告することといたします。

○議長

それでは議事に入ります。議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は3件ございます。それでは、議案第1号の番号1番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の6ページをご覧ください。議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたします。次の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。番号1番、こちらについては再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、喜多方市〇〇の方でございます。続いて利用権の設定を受ける者（借受人）の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇31番、地目は田、面積は3,021㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和3年1月1日から令和7年11月30日までの5年間。賃借料の額は年額で60,420円。1反当たりになおしますと約20,000円となります。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては7ページから8ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年12月21日提出、北塩原村農業委員会長星源嗣。以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮

沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄之委員

はい。先日、それぞれ両者に電話で確認を行いました。申請内容等にも問題はなく、再設定でもありますので、許可相当と判断いたしました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

これ、〇〇〇さんの農地が2枚あるんだけど、隣りは違う人が借りてるの。

○事務局

大変失礼しました。説明不足でした。隣りの農地も設定期間は違うのですが、同じく〇〇〇さんが借りて耕作しております。

○3番、岩田多吉委員

了解。

○議長

他に、ご質問等はありませんか。

○委員

(なしの声)

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号1番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。続いて、番号2番～3番までは、五十嵐好則委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで一時退席をお願いします。五十嵐好則委員は退席してください。

(五十嵐好則委員 退席)

○議長

それでは、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の9ページをご覧ください。議案第1号、2件目の利用権設定について説明いたします。番号2番、こちらは、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、北山字〇〇の方でございます。続いて、利

用権の設定を受ける者（借受人）の方ですが、〇〇〇さん、〇〇歳、大塩字〇〇の方でございます。２、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇３０番１、地目は田、面積は１,９９２㎡、北山字〇〇５０番、地目は田、面積は２,８０１㎡の２筆、面積の合計は４,７９３㎡でございます。３、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。権利の存続期間は令和３年１月１日から令和７年１２月３１日までの５年間。賃借料の額は年額で８６,２７４円。１反当たりになおしますと約１８,０００円となります。４、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星源嗣委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、１０ページから１１ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和２年１２月２１日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第１号、番号２番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査を担当しました私より調査結果について意見を申し上げます。

○７番、星源嗣委員

先週の日曜日に両関係者宅を訪問してお話を伺ってきました。申請した当事者にはお会いすることができませんでしたが、ご家族により再設定ですので大丈夫ですとのお話を聞いてきましたので、許可相当というふうに判断しました。場所としましては、〇〇センターの隣と道向かいでございます。

○議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号２番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

（異議なしの声）

○議長

ご異議なしと認めます。番号２番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。続いて、番号３番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

○事務局

提出議案の12ページをご覧ください。議案第1号、3件目の利用権設定について説明いたします。番号3番、こちらは、再設定となります。1、申請当事者について、利用権を設定する者（貸付人）の方は、〇〇〇さん、〇〇歳、喜多方市〇〇の方でございます。続いて、利用権の設定を受ける者（借受人）の方は、2番と同じく、〇〇〇さんでございます。2、利用権を設定する土地ですが、北山字〇〇3番、地目は田、面積は1,457㎡、北山字〇〇4番、地目は田、面積は3,042㎡、北山字〇〇44番、地目は田、面積は2,772㎡の3筆、面積の合計は7,271㎡でございます。3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は賃借権設定。権利の存続期間は令和3年1月1日から令和7年12月31日までの5年間。賃借料の額は年額で130,878円。1反当たりになおしますと約18,000円となります。4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、蓮沼喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。なお、申請地位置図、申請箇所図につきましては、13ページから14ページのそれぞれ赤枠で囲われたところとなりますので、ご確認願います。以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので申し添えます。上記のとおり提出いたします。令和2年12月21日提出、北塩原村農業委員会会長星源嗣。以上で議案第1号、番号3番の利用権設定について、朗読と説明を終わります。

○議長

説明は終了しました。ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番、蓮沼喜久雄委員より調査結果について意見をお願いいたします。

○5番、蓮沼喜久雄委員

はい。これも先日、電話で確認したのですが、再設定でもありますし、金額等も妥当であると思いましたので、許可相当と判断しました。以上です。

○議長

ありがとうございました。それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

○3番、岩田多吉委員

〇〇〇さんは元々はどこの人なの。

○5番、蓮沼喜久雄委員

北山〇〇に住んでました。今は家も無くなって更地になってたな確か。

○議長

それでは、他にご意見、ご質問はありませんか。

○委員

（なしの声）

○議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。番号3番の利用権設定について、申請

の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。番号3番、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。審議が終了いたしましたので、五十嵐好則委員の入室を許可します。

(五十嵐好則委員 入室)

○議長

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

○事務局長

ありがとうございました。それではその他になりますが、皆さまから何かございますでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局長

無いようですので、以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

議長は、会議の次第を作成させ、それが相違ないことを証するため、署名委員とともに署名する。

令和 年 月 日

北塩原村農業委員議長（会長） _____ (印)

議事録署名委員 4 番 _____ (印)

議事録署名委員 5 番 _____ (印)